

兵庫県指令県生第3号の2

NPO法人 芦屋市国際交流協会

会長 戸田 敬二

平成30年8月30日付けで申請を受け付けたNPO法人芦屋市国際交流協会の認定の申請については、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第45条第1項の規定により、平成31年1月18日から平成36年1月17日までをその有効期間として認定します。

平成31年1月18日

兵庫県知事 井戸 敏 三

